

西宮市営住宅地域型保育事業所使用実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域型保育事業所の運営を行う事業者に対し、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、市営住宅等の使用を許可するにあたり、必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるものとする。

- (1) 事業者 地域型保育事業所を運営する資格を有し、公募により保育事業担当部局が選定した個人又は法人をいう。
- (2) ペット 犬や猫等で近隣住民に騒音・臭い・アレルギー等の迷惑を及ぼす恐れのあるものをいう。

(使用の許可条件)

第3条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障がない範囲で、市営住宅等の使用を許可することができる。

- (1) 保育事業担当部局により選定されたもの、かつ同部局より協力要請があったもの。
- (2) ペットの飼育を行わない者であること。
- (3) 事業者（代表者）及び役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 市営住宅の敷地内に花壇などを許可なく作らないこと。

(使用の許可申請)

第4条 使用の許可を受けようとする事業者は、行政財産土地建物使用許可申請書（西宮市公有財産規則（以下「規則」という）第23条、様式第3号）に次の必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（暴力団員でないことの誓約）
- (2) 保育事業担当部局により選定されたことを証明する書類
- (3) 印鑑証明書

(審査及び斡旋)

第5条 市長は、事業者から前条の申請書類が提出された場合は、速やかに第3条に規定する許可条件を備えているか審査し、使用を許可する場合は行政財産土地建物使用許可書（規則第24条、様式第5号）を交付するものとする。

2 市営住宅担当部局は、使用の斡旋をするにあたり、事前に保育事業担当部局と協議し、

双方合意した市営住宅等を公募時の使用条件として提示する。

(使用期間について)

第6条 市営住宅等の使用期間は、1年間とする。ただし、年度途中で使用許可を受けた時は、その使用許可を受けた日から当該年度の末日までとする。使用期間の更新は、再申請によってのみさらに1年間の更新を可能とする。また、その後においても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者の責任に依らず使用期間を停止する場合は、6ヶ月前までに使用停止の通知を行うものとする。

(使用料について)

第7条 市長は、使用を許可するにあたり事業者から、西宮市行政財産使用料条例第3条第1項1号及び第2号の規定により定めた金額を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、前項の使用料が近傍同種の住宅の家賃を超える場合は、西宮市行政財産使用料条例第6条第3項の規定に基づき、市長は、その使用料を近傍同種の住宅の家賃の額に減免することができる。

(敷金について)

第8条 市長は、使用を許可するにあたり、敷金を徴しない。

(入居者の費用負担義務)

第9条 事業者は、使用の許可を受けた住宅等を使用するにあたり、西宮市営住宅条例第29条の規定を準用する。この場合において、「入居者」とあるものを「事業者」と読み替えるものとする。

(条例等の遵守義務)

第10条 事業者は、使用の許可を受けた住宅等を使用するにあたり、西宮市営住宅条例及び西宮市営住宅条例施行規則の規定を準用する。この場合において、「入居者」とあるものを「事業者」と読み替えるものとする。また、第3条の許可条件を遵守しなければならない。

(明渡し請求)

第11条 市長は、事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可を取り消し、住宅等の明渡しを請求することができる。

(1) 第10条で準用した西宮市営住宅条例及び西宮市営住宅条例施行規則等を遵守しないとき。

(2) 第3条の許可条件及び西宮市公有財産規則を遵守しないとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

(返還について)

第12条 返還時に事業者は、原状回復してから市営住宅等を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年1月18日から実施する。